

令和元年度 第4回金沢市入札制度評価委員会の審議概要

開催日及び場所		令和2年2月27日(木) 金沢市役所 第1委員会室	
委員 (委員数5名) (出席数5名)		委員長 米田 満(公認会計士) 委員 松本 樹典(金沢大学教授) 委員 本間 学(金沢大学准教授) 委員 西村 督(金沢工業大学教授) 委員 栗田 真人(弁護士)	
次第		1 開会 2 審議案件 (1) 工事等に係る入札・契約手続きの運用状況等について ア 平成31年4月1日から令和2年1月31日までに係る本市発注工事 及び工事関連委託業務の結果について イ 入札参加資格停止の運用状況及び談合情報への対応状況について (2) 工事成績評点の入札参加資格要件での活用について (3) 制度の検討課題について (4) 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について (平成31年4月1日から令和元年12月31日) 3 閉会	
抽出案件		5件	
工事	制約付き一般競争入札	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期廃棄物埋立場場内外構工事 ・ 金沢駅西広場トイレ整備工事(建築工事)
	随意契約	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東山観光駐車場管理機器取替工事
委託	制約付き一般競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 松島町ほか1町地内独立水管橋耐震診断業務委託
	指名競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度 合流区域浸水対策(水位計設置)実施設計業務委託
審議内容		別紙のとおり	
委員会による報告 又は意見の具申		令和元年度第3四半期の発注工事等に係る入札・契約手続きの運用については、適正に行われていると判断する。	

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
 金沢市総務局監理課 工事契約係
 電話:076-220-2101

委員からの意見は、概ね次のとおりであった。

工事及び委託業務の業者選考等が適正に行われていることを確認した。

本市の入札契約手続は適正に行われており、入札契約制度に大きな問題点は見られないが、現在、国をあげての働き方改革が進められているところであり、本市の入札契約制度においても働き方改革の施策に呼応した、なし得る策を講じていくべきである。

検討課題にもあげられているように、金沢版週休2日モデル工事の拡大や書類の簡素化については積極的に行って欲しい。

今後とも国や県の動向も注視して、制度の検証を続けるとともに、適時・適切に対応していくことが重要であると考えます。

意見の詳細は、次のとおり。

質 疑 ・ 意 見	応 答
<p>1 工事・委託業務に係る入札・契約手続きの運用状況等</p> <p>○ 今年度から試行開始した週休2日モデル工事について、実施した結果、受注者からはどのような評価があったのか。 また、今後は対象工事を土木工事以外に広げる計画はあるのか。</p>	<p>・ 今年度実施したモデル工事では、実施状況について課題や工夫すべき点などをアンケートにより検証することとしている。全件が出揃っていないため検証過程ではあるが、制度については好意的な意見が多く見受けられる。 建築工事では設備工事等、関連する様々な別工事との工程調整を伴うことから難易度が高く、まずは比較的、関連工事が少ない土木工事から市発注工事への浸透を図ってきたい。</p>
<p>2 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について</p> <p>次期廃棄物埋立場場内外構工事</p> <p>○ 入札に参加した6者のうち5者が辞退、1者のみが応札し落札となっており、落札率が比較的高い案件となっている。この結果について、どのように分析しているか。</p> <p>金沢駅西広場トイレ整備工事（建築工事）</p> <p>○ 本工事は一度目の発注で全者が辞退し、入札不調となった案件だが、再発注においても応札者が非常に少なく、高落札率となっている。不調となった原因と再発注に至った経緯は。</p> <p>東山観光駐車場管理機器取替工事</p> <p>○ 随意契約の場合、落札率が高くなる傾向にあると認識しているが、本件の落札率は比較的低くなっている。この要因についてどのように考えているか。</p> <p>松島町ほか1町地内独立水管橋耐震診断業務委託</p> <p>○ 本件の入札参加資格要件では、「市内に本店又は営業所を有すること」とされているが、同種工事の施工実績が市内業者で新たに確認された場合、営業所要件について見直しの余地はあるのか。</p> <p>令和元年度 合流区域浸水対策（水位計設置）実施設計業務委託</p> <p>○ 8者指名の指名競争入札の案件で、どの業者も予定価格付近で入札しているが、指名業者の選定数を増やすことはできなかったのか。</p>	<p>・ 辞退理由を確認したところ、主に配置する技術者の不足が挙げられていた。手持ち工事の状況等、受注者側の諸々の事情もあると思うが、次代の担い手確保は建設業の課題の一つであるため、発注者側として、週休2日モデル工事の拡大や提出書類の簡素化等の取り組みを通じて、建設業が働く魅力のあるものとなるよう寄与できればと考えている。</p> <p>・ 入札不調の際に辞退理由を確認したところ、東京オリンピックの影響で資材単価が高騰しており、価格が合わないという理由であった。これを受け、設計担当課で実勢価格を調査し、その結果を設計に反映させた形で再度の発注を行い、何とか落札に至ったものである。 基本的には標準の設計積算の範囲内で収まることがほとんどだが、それでは追いつかなかった特殊なケースであったと推察している。</p> <p>・ 昨年度も同駐車場における発行機の取替工事について同受注者と随意契約をしているが、同様の状況であった。傾向として当該業者は価格面で企業努力しているのではないかと推察している。</p> <p>・ 市内業者において競争性が十分に確保される状況が確認できれば、営業所要件についても見直しを行っていく。</p> <p>・ 指名業者の選定にあたっては、地域性や受注機会の均等を勘案するほか、同種業務の受注実績も踏まえた上で指名基準に基づき行っており、適正であったと考える。入札の結果については、業務の難易度や配置技術者の不足など、各社の事情に応じた判断の結果であると推察している。</p>